

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 合併事業における不競争合意

中国で合併会社を設立する場合には、合併当事者間で例えば合併会社の事業と競合するような事業を各合併当事者が行わないこと、更には、合併当事者間の信頼関係を保持するため、合併当事者間で（無用な？）市場競争を行わないこと等の、競業制限合意がなされ、これが合併契約等に明記される場合があります。事業者が自己の事業についてどのような合意をしようと自由なのではないか？とも思われがちなのですが、反独占法等の市場規制法規は、このような事業者の合意を排除し、市場における公平な競争を保持して経済運営の効率を高め、消費者・社会公共の利益を保護するという規制目的を有する規制法規です。上記のような合意の適法性（違法性）を確実に判断することは中国のみでなく、日本国においても決して容易ではないのですが、今回は、考慮すべき問題点を整理してみたいと思います。

Q：当社（A社）は、現在、中国の電子部品メーカーであるB社と家電メーカー向け電子部品の製造・販売会社の設立協議を行っています。B社との合併事業では主として中国系のセットメーカー向けの電子部品の製造・販売を行う予定です。当社は、既に同種の電子部品の製造・販売に従事する独資企業を設立・運営しており、主として日系及び欧米系のセットメーカー向けに電子部品を販売しています。B社との合併事業では、中国市場において、外資系と中国系の顧客を区分して、低価格帯の電子部品を中国系の顧客に販売することで、当初からB社とも合意しています。合併契約の締結に当たり、当社は、B社と次のような内容を含む合意書を締結することを検討しています。

- (1) 新設の合併会社は、原則として、中国系のセットメーカー向けの電子部品の製造・販売のみを行い、外資系（日系を含む。）のセットメーカー向けの電子部品の製造・販売は、当社企業グループが対応し、合併会社はこれと競業しないこと。
- (2) B社並びにB社の企業グループ及びB社の中核経営幹部及びその親族が支配権を有する会社は、合併期間において、外資系（日系を含む。）のセットメーカー向けに当社企業グループが製造・販売する電子部品と競業する電子部品の販売活動を行わないこと。

当社もB社も競合する電子部品の製造・販売事業を行っており、上記のような合意が競争規制に違反するようにも思うのですが、上記の合意は、合併会社をより発展させるための両者の合併提携の前提合意であり、両者ともこれを希望しているので問題はないと考えているのですが、上記の合意は、中国の独占禁止法等に違反することになるのでしょうか？

A：本ケースにおいて、A社は、本件の不競争合意が合併会社の発展のために、A社及びB社が任意に合意するものであるから法的に問題はないと考えていますが、反独占法の適用下で、当事者の任意の合意があるか否か、A社及びB社に利益をもたらすかどうかという観点から不競争合意の適法性（違法性）を判断することはできません。不競争合意の適法性（違法性）は、当該合意が関連市場における競争を排除し、又は制限する合意に該当するかどうかを、いわば、合意当事者の主観を離れた客観的な観点から判断されると考えておくことが肝要です。上記の判断基準は、決して明確なものではありません。本ケースでは、具体的な事情が分からないので判断が困難ですが、A社及びB社が少なくとも中国の市場において競争関係にあることが推測されること、不競争制限が合併当事者と合併会社との間の合意にとどまらず、A社企業グループとB社企業グループとの間の合意にも拡大されていること、競争排除の対象の区分が外資

系セットメーカーと中国系セットメーカーとされておりこれと合併会社の事業（経営範囲）との間にどのような合理性・必要性があるのか容易に理解が困難なこと、合併会社の営業期間が数年の単位ではなく長期の期間となると推測されること等から考えると、安易にこれを競争を排除し、又は制限する合意に該当しないと判断することはできないと思います。本ケースのような場合で、A 社が仮にこの不競争合意が合併事業に附帯する合理的な合意であり、違法に競争を排除し、又は制限する合意ではないと判断するとしても、その判断に至った事実関係、理由等について、1つの整理としては、制限を受ける当事者の範囲、制限の期間、制限を受ける製品・事業の範囲、制限を受ける地域的範囲等に区分し、目的の適法性の基準、内容の関連性の基準、効果の必要性の基準及び内容の相当性の基準等の観点から資料を整理し、A 社がその判断に至った経過を保存し、将来、その違法性が争われた場合に、有効に A 社の主張がないうるようしておく慎重さが必要なのではないかと思います。

1、合併事業における不競争合意の適法等

合併事業において、その合併契約に競争制限約定（不競争合意）を規定することは、多く見られます。これには、合併当事者間の信頼関係の基礎を構成しますし、また、実際に合併会社に合併当事者がそれぞれ経営資源を投入し、合併会社をその合意した事業範囲においてできる限り有効的・効率的に事業を行い最高収益を実現するという共通の要請が形成されやすいという事情があります。

他方で、合併当事者間の不競争合意は、競争する事業間で競争を制限する直接的な効果を生じますし、ひいては関連する市場において競争の制限状態を形成するおそれもあります。

「反独占法」第 13 条は、競争関係がある事業者が「販売市場を分割する」合意を独占合意として禁止しています。合併当事者間の不競争合意は、上記の独占合意として違法、無効と判断されるおそれがないのかが問題となります。

2、競争制限性の要件

「反独占法」第 13 条第 2 項は、独占合意を、「競争を排除し、又は制限する合意」と定義しています。また、価格に関する独占合意の事例ですが、上海市高级人民法院の 2013 年 8 月 1 日の上告事件判決（北京銳邦涌和科貿有限公司と強生（上海）医療器材有限公司等との垂直独占合意紛争上告事件。（2012）滬高民三（知）終字第 63 号）においては、「反独占法」第 13 条が定める水平合意が独占合意を構成すると認定する場合には、当該合意が競争を排除し、又は制限する効果を有することが前提とされるべきである。」と判示し、独占合意認定に際しては、「競争を排除し、又は制限する効果」という違法性要件が実質的に判断されることを示しています。現状、中国において合併事業における不競争合意の競争排除・制限性の実質的な判断、即ち、違法性の判断基準に関する具体的な規範は見当たりません。また、上記の裁判例のように、実際の判決においてこの判断基準を示したものも見当たりません。こうした状況において、実際の商務部による事業者結合審査においては、次のような面から、上記の判断がなされる傾向があるようです。

(1) 制限を受ける当事者の範囲

一般的には、親会社（支配権を有する合併当事者）と合併会社との間の競争を制限する合意がなされます。合併会社を実質的に親会社が支配権を有する企業グループに属する場合には、この両者間の競争制限は、市場における競争者間の制限に該当しないといえます。他方で、支配権を有しない合併当事者と合併会社との間、又は合併当事者間での競争制限合意は、理論的には、合併会社を通じた競争者の合意による結合が生じ、市場における競争を排除し、又はこれを制限する効果が生ずるといえます。

(2) 制限の期間

一般的には、合併事業における不競争合意は合併事業の期間と同じ期間と合意されます。しかし、当該期間を例えば、合併会社の当初の生産・販売体制の構築やブランド確立までに要する合理的な期間として合意した場合には、後述する目的の適法性の基準、内容の関連性の基準、効果の必要性の基準及び内容の相当性の基準等の観点からより制限的でない不競争合意と判断される可能性があります。

(3) 制限を受ける製品・事業の範囲

一般的には、不競争合意は、合併事業を通じた事業の実現を目的とする正当性の問題なので、その対象とされる製品は、合併会社の経営範囲内の製品（及びサービス）に限定されるのが合理的

と考えられています。

(4) 制限を受ける地域的範囲

一般的には、不競争合意の地域的範囲は、合弁会社設立前に親会社又は合弁当事者が合弁会社の経営範囲内の製品について有していた市場、その地域的範囲とするのが合理的と考えられています。場合によっては、更に、親会社が事業を拡大することを計画していた範囲についてもその合理性が認められる場合もあります。

一般的には、違法性の判断要素として上記のような面を挙げることができるのですが、いずれも抽象的な議論であって、企業の行為を抑制するだけの具体性を有する規範とはいえません。同種の問題について、EU、米国及び日本国も過去の事例において各種の基準によって不競争合意の競争排除・制限性の実質的な判断を行ってきているのですが、必ずしも統一的な基準が形成されているわけではありません。結局は、個々の事例に応じて、適法な商業的目的があるか（目的の適法性の基準）、当該目的と不競争合意の内容との間に合理的な相関関係があるか（内容の関連性の基準）、当該目的と不競争合意による効果との間に必然的な合理的関係があるか（効果の必要性の基準）及び不競争合意の内容よりも非制限的な合意により当該目的を（容易に）達成することができないか（内容の相当性の基準）等の観点から各事実が審査され、当該合弁事業において不競争合意が合理的に附帯する合意として適法性を有するか（実質的違法性が認められないと判断されるか）という、極めて規範的な判断（法の解釈を通じた判断）が求められる、と考えておくことが肝要です。

3、本ケースにおける検討

本ケースにおいて、A社は、本件の不競争合意が合弁会社の発展のために、A社及びB社が任意に合意するものであるから法的に問題はないと考えていますが、反独占法の適用下で、当事者の任意の合意があるか否か、A社及びB社に利益をもたらすかどうかという観点から不競争合意の適法性（違法性）を判断することはできません。不競争合意の適法性（違法性）は、当該合意が関連市場における競争を排除し、又は制限する合意に該当するかどうかを、いわば、合意当事者の主観を離れた客観的な観点から判断されることが肝要です。

本ケースでは、A社とB社との間の出資比率（支配権の状況）、A社及びB社が合弁会社実際に投入する経営資源、即ち、出資として払い込む資産のみでなく、提供する技術や既存の顧客との取引その他、合弁会社を通じて実現する事業上の目的のために合弁当事者により投入される各種の経営資源、合弁会社の営業期間、現在のA社及びB社の「関連市場」において占める地位、関連市場の画定及びその状況等、各種の関連事項が不明であるため、一応のレベルでの検討をすることも困難ですが、A社及びB社が少なくとも中国の市場において競争関係にあることが推測されること、不競争制限が合弁当事者と合弁会社との間の合意にとどまらず、A社企業グループとB社企業グループとの間の合意にも拡大されていること、競争排除の対象の区分が外資系セットメーカーと中国系セットメーカーとされておりこれと合弁会社の事業（経営範囲）との間にどのような合理性・必要性があるのか容易に理解が困難なこと、合弁会社の営業期間が数年の単位ではなく長期の期間となると推測されること等から考えると、安易にこれを競争を排除し、又は制限する合意に該当しないと判断することはできないと思います。

A社及びB社がこれまで紹介してきた中国における事業者結合取引の事前申告に係る売上高基準を満たす場合には、本件の不競争合意は、事業者結合取引の審査の過程でその違法性が判断されることになります。この売上高基準を満たさない場合には、上記のような審査手続の過程がありませんので、基本的には、その取引（合弁会社の設立・運営に係る結合取引）に先立ち、合弁当事者が当該不競争合意の適法性を検討・判断しなければなりません。仮に当該不競争合意が独占合意と判断された場合には、契約（合意）としての法的拘束性（法的有効性）が否定されるほか、工商行政管理局その他の中国の政府機関から当該合意の執行の停止を命じられ、当該不競争合意により得た違法所得の没収、前年度の売上高の1%以上10%以下の罰金という行政処分が科されるおそれもあります。また、実際の不競争合意の内容が実施状況のいかんにかかわらず、反独占法に反する行為があった事実が公表され、ブランド及びレピュテーションに大きな棄損が生ずる可能性もあります。

弊職が知る限り、これまで合弁事業における不競争合意の違法性が実際に問題となった事例は、一部事業者結合取引の事前申告において問題とされた例を除き、多くはないと思います。しかし、特に、中国企業の事業活動を制限するような不競争合意については、今後、その違法性が中国の

行政機関で問題とされ、又は司法機関で争われ、外国企業にとっては意図しない判断がなされる可能性も否定することができないと思います。本ケースのような場合で、A 社が仮にこの不競争合意が合弁事業に附帯する合理的な合意であり、違法に競争を排除し、又は制限する合意ではないと判断するとしても、その判断に至った事実関係、理由等について、1 つの整理としては、制限を受ける当事者の範囲、制限の期間、制限を受ける製品・事業の範囲、制限を受ける地域的範囲等に区分し、目的の適法性の基準、内容の関連性の基準、効果の必要性の基準及び内容の相当性の基準等の観点から資料を整理し、A 社がその判断に至った経過を保存し、将来、その違法性が争われた場合に、有効に A 社の主張がなしうるようにしておく慎重さが必要なのではないかと思います。

以上

露木・赤澤法律事務所

弁護士 赤澤 義文

外国法研究員 張 欣

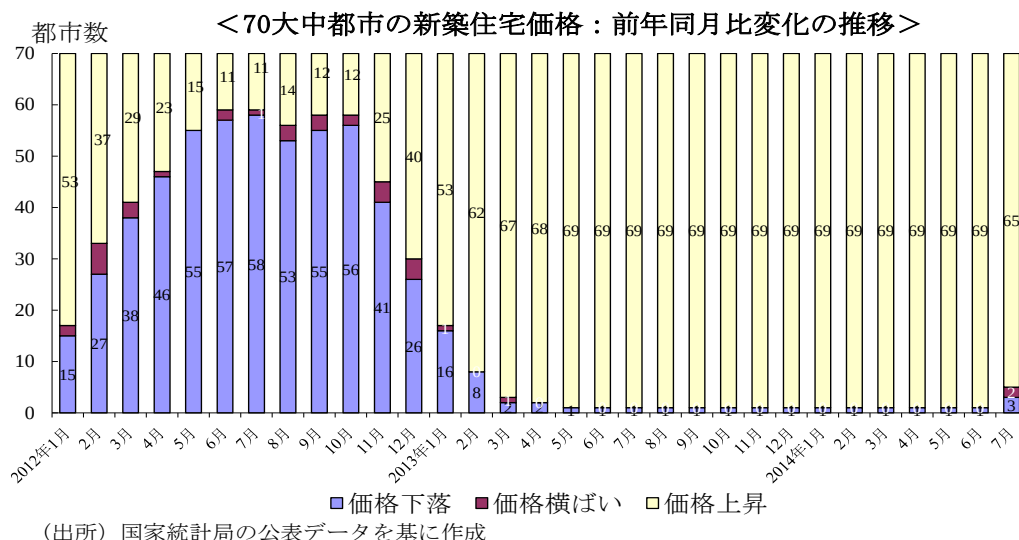
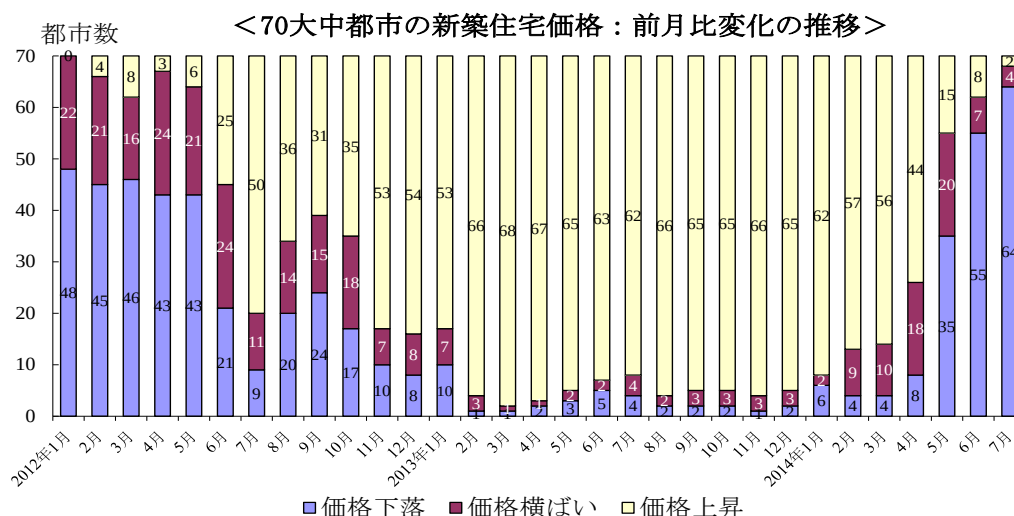
CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【産業】

◆7月の70大都市住宅価格 64都市で前月比下落

国家統計局は18日、7月の70大都市の不動産価格指数を発表した。新築商品住宅の価格が前月比下落した都市数は4ヶ月連続で増加して64都市となった。うち、価格の下落幅が最も大きかった上位5都市は、浙江省杭州市（前月比▲2.5%）、海南省三亜市（同▲2.4%）、江蘇省揚州市（同▲1.8%）、湖北省武漢市（同▲1.8%）、四川省瀘州市（同▲1.8%）となっている。また、対前年同月比で価格が下落した都市数も前月の1都市から3都市に増加し、15ヶ月ぶりに増加に転じた。下落した3都市は、浙江省温州市（前年同月比▲4.9%）、浙江省杭州市（同▲2.5%）、広東省韶関市（同▲1.7%）となっている。なお、中古住宅価格が前月比下落した都市数は前月の52都市から65都市に増加し、対前年同月比で価格が下落したと指数は前月の8都市から15都市に増加した。同局は、不動産価格の下落原因について、不動産市場の先行き不透明感から、消費者の様子見ムードが続いているためとした。



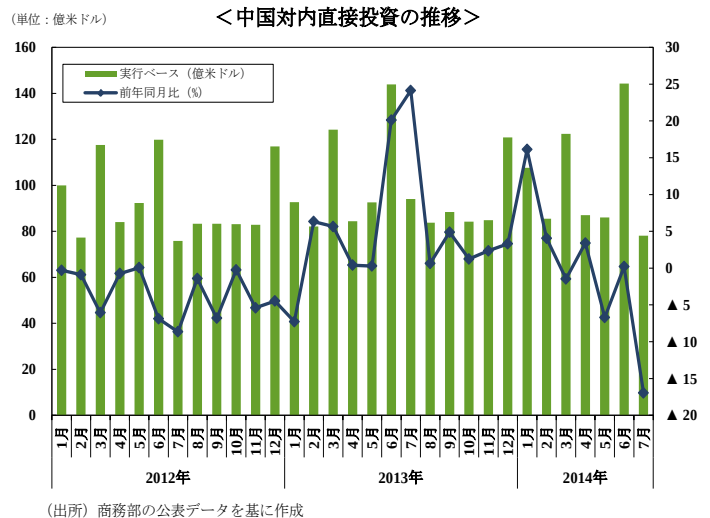
◆旅行業の発展促進策 2020年までにGDPの5%に

国務院は21日、旅行業の発展促進策を纏めた意見を発表し、2020年までに国内における旅行消費額を5兆5,000億元、国民一人当たりの年間旅行回数を4.5回、国内総生産（GDP）に占める旅行業の比率を5%超とする目標を掲げた。具体的な政策として、①市場参入基準と運営ルールの明確化、②外国人旅行者の誘致、観光ビザ発給手続きの簡素化、③レジャー、医療、田舎、文化、修学、シニア等をテーマにした新たな旅行形態の開拓、④観光地の交通インフラの整備、⑤旅行安全を確保する為の施設点検や従業員向け緊急時訓練等の強化、⑥旅行会社・従業員の信用データの整備、⑦公益性を考慮した入場料の設定、⑧年次有給休暇制度の普及促進等を挙げている。また、外資系旅行会社の業務許可の審査権限について、中央から地方（省）の旅行業主管部門へ委譲されることとした。

【貿易・投資】

◆7月の対内直接投資 前年同月比▲17.0%

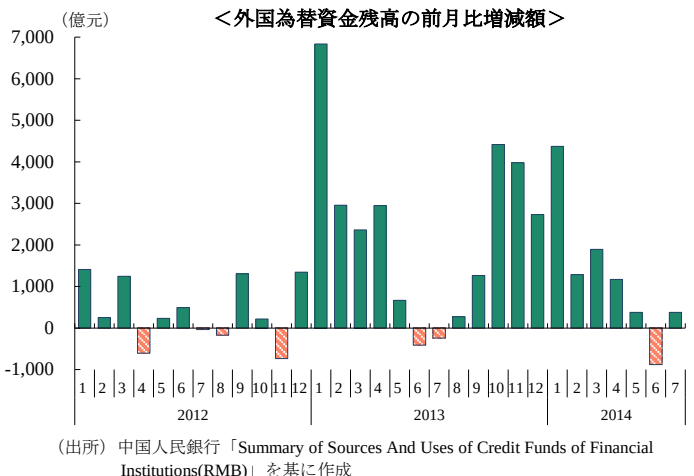
商務部の18日の記者会見によると、7月の新規設立の外資企業数は前年同月比+14.0%の2,276社、対内直接投資額(実行ベース)は、同▲17.0%の78.1億米ドルとなった。1-7月の累計では、外資企業数は前年同期比+1.6%の13,249社、対内直接投資額は同▲0.4%の711.4億米ドルとなった。1-7月の累計を国・地域別で見ると、日本からは前年同期比▲45.4%の28.3億米ドルと、1-6月の同▲48.8%より減少幅は縮小した。EUからは同▲17.5%の38.3億米ドル、米国からは同▲17.4%の18.1億米ドル、ASEANからは同▲12.7%の41.8億米ドルと、何れもマイナスとなったのに対し、英国からは同+61.2%の7.3億米ドル、韓国からは同+34.6%の29.2億米ドルと高い伸びとなった。



【金融・為替】

◆7月の外国為替資金残高 前月比 378.4 億元増

中国人民銀行の15日の発表によると、7月末の外国為替資金残高は29兆4,891.8億元となり、前月より378.4億元増加した。増加額が一旦マイナスに転じた前月からプラスに戻ったものの、伸び幅は低い水準に留まった。輸出の改善、国内経済の安定、人民元相場の短期上昇期待が高まったこと等が、外国為替資金残高の減少に歯止めをかけたと見られる。同残高は中国で人民元に両替された外貨量を示し、残高の増加は海外からの資金流入量の増加を表す。



人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	(1wk)	指数	前日比
2014.08.18	6.1460	6.1426~6.1499	6.1437	-0.0033	5.9959	-0.0019	0.79256	-0.0007	8.2222	-0.0086	3.2500	2344.41	13.29
2014.08.19	6.1435	6.1366~6.1446	6.1418	-0.0019	5.9864	-0.0095	0.79238	-0.0002	8.1963	-0.0259	3.2800	2350.57	6.16
2014.08.20	6.1436	6.1403~6.1473	6.1413	-0.0005	5.9478	-0.0386	0.79230	-0.0001	8.1694	-0.0269	3.4200	2345.15	-5.42
2014.08.21	6.1450	6.1450~6.1555	6.1514	0.0101	5.9238	-0.0240	0.79385	0.0015	8.1609	-0.0085	3.5000	2334.99	-10.16
2014.08.22	6.1574	6.1519~6.1616	6.1529	0.0015	5.9289	0.0051	0.79380	-0.0000	8.1759	0.0150	3.4500	2345.83	10.84

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

～来週は現水準を中心とした推移を予想～

今週の人民元は6.14台後半で寄り付いた。週央にかけて堅調に推移し、約5ヶ月ぶり高値水準となる6.13台後半を示現。21日にはHSBCが公表した8月の製造業PMIが市場予想を下回る結果になったことを受けて中国主要株価指数が下落するなか、人民元も6.15台後半へ値を下げる展開となった。本稿執筆時点では6.16付近での推移となっている。なお、対ドル基準値は6.15台前半から6.16台前半で設定されており、人民元は週を通じて基準値比元高水準での推移となっている。

8月のHSBC製造業PMIは50.3となった。景況の分岐である50は上回ったが、市場予想(51.5)を下回った上、生産や新規受注など主要項目の多くで拡大ペースの鈍化が示された。7月の社会融資総量において銀行融資が大幅に減少していた(1.1兆元→0.4兆元)こともあり、GDPや7月のPMIを受けた

中国景気に対する楽観的な見方は後退しつつある。鉱工業生産（前年比+9.2%→+9.0%）、小売売上高（前年比+12.4%→+12.2%）など7月の経済指標は勢いが鈍化したものが多い。年前半の実質GDP成長率は前年比+7.4%であったが、鈍化が続けば年間成長目標である7.5%の達成は難しい。政府は景気刺激策による調整を続けていくと見られる。

22日の中国主要株価指数は持ち直し、依然年初来高値水準を維持している。PMIによる影響は限定的となろう。また、景気への不安が残るなか、当局にとって急速な元高は望ましくない一方、元安進行による資本流出も避けたいところだ。当局が積極的な元安誘導に動くこともないと見られる。その為、来週は現水準で推移しよう。

（8月22日作成）（市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ）

本邦におけるご照会先 三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695（代表）大阪:06-6206-8434（代表）名古屋:052-211-0544（代表）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。